

重要事項説明書

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」及び「注意喚起情報」に記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、交通共済については契約者のほか、契約の対象となる方(被共済者)にもこの説明の内容をお伝えください。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご参照ください。なお、当組合に加入される場合は組合員出資金100円が必要です。

火災共済

契約概要

1. 商品の仕組み及び保障内容等

(1)商品の仕組み

この共済は火災等の事故により、共済の目的(共済の対象である建物又は動産(以下「家財」といいます。))をいいます。)である建物、家財に損害を受けた場合に共済金を支払います。

(2)保障内容

ア 火災等共済金をお支払いできる損害(詳しくは、「ご契約のしおり」やホームページにてご確認ください。)

火災、破裂、爆発、航空機の墜落・自動車の飛込み、水漏れ及び雷害

イ お支払いする費用共済金の種類(火災等共済金に加算)

- ① 臨時費用共済金(火災等に伴う生活上の臨時の支出に充てるための費用を支払います。)
- ② 残存物取片づけ費用共済金(火災等により損害を受けた共済の目的の残存物の取片づけに要する費用を支払います。)
- ③ 失火見舞費用共済金(共済の目的の建物又は家財を収容する建物からの火災、破裂及び爆発で第三者の建物又は家財に損害を与え、見舞金等を支出した場合に支払います。)
- ④ 修理費用共済金(契約者が借家又は借間に居住し、火災、破裂、爆発及び水漏れにより建物に損害を与え、家主との契約に基づき自己の費用で修理した場合に支払います。)
- ⑤ 漏水見舞費用共済金(共済の目的の建物又は家財を収容する建物からの漏水等により第三者の所有する建物又は家財にも被害が及び、見舞金等を支出した場合に支払います。)

(3)付加できる主な特約とその概要

付加できる特約はありません。ただし、契約限度額の70%以上のご契約には、再取得価額特約(共済金額(以下「ご契約金額」といいます。))を限度とし、現在と同等の建物や家財を再建・再購入・修復するために必要な金額を支払う特約が自動付帯されます。

(4)共済期間(共済のご契約期間)

共済責任は、共済契約申込みの日の翌日正午から開始します。共済期間は原則として1年間ですが、1年未満の共済契約も可能な場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご参照ください。

(5)引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額の設定につきましては、以下の点にご確認ください。

詳しくは当組合までお問い合わせください。

ア ご契約金額の設定

事故が発生した場合に十分な保障が受けられるようご契約金額は当組合が規定する限度額(下記「エ」をご参照ください。)に過不足なく設定してください。限度額を超えてご契約されても、その超過部分については共済金をお支払いすることができません。また、ご契約金額が限度額に満たない場合は、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなることがあります。

イ 建物・家財のご契約金額

この共済契約のお申込み又は事故の発生等に際してお客さまよりご提供いただいた情報については、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲において利用させていただきます。

5. クーリングオフ制度の適用について

この共済は共済期間が1年の契約ですので、クーリングオフ制度(無条件に解約できる制度のこと。)の適用はありません。

6. その他

掛金、保障等の制度内容は、共済金の支払い状況によって変更される場合があります。制度内容が変更された場合、すでにご加入いただいている方については、更新日において変更後の制度内容が適用されます。

交通共済

契約概要

1. 商品の仕組み及び保障内容等

(1)商品の仕組み

この共済は組合員又は組合員と同一世帯の者(以下「被共済者」といいます。))が、日本国内において発生した交通事故または火災事故によって受けた死亡又は傷害(以下「傷害等」といいます。))を保障する共済です。※交通事故の場合は交通事故証明書、火災事故の場合は火災事故証明書が必要です。

(2)保障内容

共済金をお支払いする場合(詳しくは、「ご契約のしおり」やホームページにてご確認ください。)

- 道路上において運行中の車両に起因する傷害等(車両及びその積載物との衝突又は接触を含みます。)
- 通常の経路を運行中の交通機関を利用中(搭乗中)に起因する傷害等(交通機関及びその積載物との衝突又は接触を含みます。)
- 火災事故に起因する傷害等

※道路とは、一般交通の用に供する道をいい、会社・工場・事業場・駐車場・給油所・公園・広場・学校の校庭・神社仏閣の境内・空地等の敷地内は除きます。

※車両とは、自動車、原動機付自転車、自転車、車いす(身体障害者手帳所持者が利用中のものに限ります。))をいい、もっぱら遊技又はスポーツの用に供するもの、サーキット内でのレース用車両等、乳母車・小児用車等、作業機械使用中の工作用自動車、田畑等作業中の農業用作業車は除きます。

※交通機関とは、電車、汽車、気動車、トロッポバス、モノレール、ケーブルカー及び旅客運送事業の用に供する船舶並びに航空機をいい、もっぱら遊技又はスポーツの用に供するもの、漁船等、観光用ヘリコプター等、ロープウェイ・エスカレーター・エレベーター等、スキー・水上バイク等は除きます。

※火災事故とは、火災の結果生じた火煙、家屋の倒壊又は物体の落下等による傷害事故等、及び火災からの避難や消火活動のとき生じた傷害事故をいいます。

(3)付加できる主な特約とその概要

共済契約に付加できる特約はありません。

(4)共済期間(共済のご契約期間)

共済責任は、共済契約申込みの日の翌日正午から開始します。共済期間は原則として1年間ですが、1年未満の共済契約も可能な場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご参照ください。

(5)共済金額(ご契約金額等)

建物・家財それぞれに当組合の限度額の範囲でご契約ください。建物のみのご契約では家財の損害は保障されません。家財にもお忘れなくご契約金額を設定していただき、契約もれのないようご注意ください。

ウ 法人名義や店舗事務所などの物件、空家等、通貨、有価証券、印紙、切手、貴金属、宝石等は共済の目的とはなりません。

店舗事務所併用した住宅を契約されたい場合は、当組合までお問い合わせください。

エ ご契約金額の限度額は次のとおりです。

建物 延床面積(坪)×70万円、4,000万円限度
家財 家族人数×500万円、2,000万円限度
2,000万円を超える共済契約については、全国共済生活協同組合連合会が行う元受火災共済事業の利用となります。
なお、当組合は同連合会との共済代理店契約に基づき、共済契約の締結、共済掛金の領収、共済契約証書の交付、契約の管理等の代理店業務を行っています。したがって当組合と締結して有効に成立した2,000万円を超える契約については、同連合会と直接締結されたものになります。

2. 共済掛金

ご契約金額、建物の構造・用途により決まります。ご契約金額10万円当たりの掛金年額は次のとおりです。

- ・ 木造の専用住宅、併用住宅 80円
- ・ 耐火構造の専用住宅 40円
- ・ 木造の共同住宅、飲食店等併用住宅 150円
- ・ 耐火構造の併用住宅、共同住宅 50円

3. 共済掛金の払込方法

一括払いのみとなっております。詳細は、「ご契約のしおり」をご参照ください。

①事務局窓口での現金による支払い ②外務員による集金(ご利用いただけない地域があります。)

③口座振替による支払い(初年度はご利用いただけません。)

④郵便振替による支払い ⑤コンビニエンスストアでの支払い

4. 満期返戻金について

この契約には満期返戻金がありません。

5. 主な免責事由(共済金をお支払いできない主な事由)

この共済は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。

- ① 契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ② 契約者と同一の世帯に属する者の故意によって生じた損害
- ③ 戦争、その他変乱によって生じた損害
- ④ 地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑤ 風水害によって生じた損害
- ⑥ 建物外部からの落下、飛来、衝突(自動車の飛込み、航空機の墜落を除く。)
- ⑦ 核燃料物質等を起因とする事故によって生じた損害
- ⑧ ③から⑦による火災等(延焼、拡大を含みます。))によって生じた損害や火元の発生原因を問わず③から⑦によって延焼、拡大した損害
- ⑨ 共済金の請求書類等に事実と異なることを記載し、又は偽造し、若しくは変造したときは、当組合は共済金を支払う義務を免れます。
- ⑩ 正当な理由無く当組合による損害物の調査を妨げる場合は、当組合は共済金を支払う義務を免れます。

6. 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合は、いつでも解約することができます。なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合がございます。

注意喚起情報

1. 告知義務・通知義務等

ご契約金額の設定につきましては、被共済者1人につき次のとおりです。なお、共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会の再共済に付しています。

型・口数(コース)	A型1口(A600)	B型1口(B1000)	B型2口(B2000)	B型3口(B3000)
契約額	50万円	100万円	200万円	300万円

2. 共済掛金

A型で1口年額600円、B型で1口年額1,000円です。

3. 共済掛金の払込方法

一括払いのみとなっております。詳細は、「ご契約のしおり」をご参照ください。

①事務局窓口での現金による支払い ②外務員による集金(ご利用いただけない地域があります。)

③口座振替による支払い(初年度はご利用いただけません。)

④郵便振替による支払い ⑤コンビニエンスストアでの支払い

4. 満期返戻金について

この契約には満期返戻金がありません。

5. 主な免責事由(共済金をお支払いできない主な事由)

この共済は、次に掲げる事由によって生じた傷害等に対しては共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者の故意又は重大な過失による傷害等
- ② 被共済者の無免許及び飲酒運転中の事故並びに薬物の影響で正常な運転が出来ない状態の事故による当該被共済者の傷害等及びこのことを知りながら同乗中の被共済者の傷害等
- ③ 鉄道軌道敷地内並びに警報機が鳴っている間の踏切内進入による傷害等
- ④ 被共済者の自傷行為又は犯罪行為に直接起因する傷害等
- ⑤ 爆発又は破裂(火災事故に起因するものは除きます。))により生じた傷害等
- ⑥ 戦争その他変乱及び天災による傷害等
- ⑦ 地震、噴火又は津波等の天災により生じた傷害等
- ⑧ 共済金の請求書類等に事実と異なることを記載し、又は偽造し、若しくは変造したときは、当組合は共済金を支払う義務を免れます。
- ⑨ 正当な理由無く当組合による調査を妨げる場合は、当組合は共済金を支払う義務を免れます。

6. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、いつでも解約することができます。なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合がございます。

注意喚起情報

1. 告知義務・通知義務等

(1)契約締結時における注意事項(申込書の記載事項)

ア ご契約者には、ご契約時に当組合に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されることや共済金をお支払いできないことがあります。このため、ご契約の際には①ご契約者の住所及び氏名等②被共済者の氏名、共済契約者との続柄及び生年③他の保険(共済を含む。)契約の有無(以下「重複契約」という。)

④共済契約申込日及び共済期間⑤共済金額及び契約口数⑥その他組合が必要と認めた事項等を確認いたします。

イ ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には共済契約は無効となります。

- ① 共済契約者または契約者と同一世帯の者以外と共済契約を締結したとき

(1)契約締結時における注意事項(申込書の記載事項)

ア ご契約者には、ご契約時に当組合に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されることや共済金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、共済目的の所在地、建物の構造・用途・面積、他の保険(共済を含む。))の有無等にご確認ください。

イ ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には共済契約は無効となります。

- ① 他人のために(他人の所有するものを共済の目的とする)共済契約をしたとき
- ② 契約者が共済の目的である建物又は家財が既に火災等の損害を受けていることや、その原因が発生していることを知っていたとき
- ウ ご契約金額が限度額を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約は取消することができます。

(2)契約締結(成立)後における留意事項(通知義務等)

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご連絡ください。ご通知がないと変更後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除される場合があります。

- ① 共済の目的につき、火災等を事故とする法律に基づく他の契約を締結する場合
- ② 建物の構造・用途を変更する場合
- ③ 建物を改築又は増築する場合(軽微である場合を除く。)
- ④ 共済の目的を他の場所に移転する場合
- ⑤ 建物を30日以上空家又は無人にする場合
- ⑥ 共済金の支払事由以外の原因によって、共済の目的に損害が生じた場合
- ⑦ 建物を解体する場合
- ⑧ ①～⑦のほか、共済の目的につき火災等の事故の発生するおそれが著しく増大した場合又は③により危険が著しく減少した場合

2. 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

次年度以降の共済掛金については、契約満期日までにお支払いください。契約満期日までにお支払いがない場合は、契約が失効となり、契約満期日以後に起きた事故については、共済金を支払うことができません。ただし、契約者が継続加入の意志表示をしているにもかかわらず、やむを得ない事情等により契約満期日まで契約を更新できない場合は、契約満期日の正午から1箇月間は、共済掛金の払い込みを猶予します。ただし、猶予期間内に共済掛金の払い込みがないときは、共済期間満了の日の正午にさかのぼって効力を失います。

3. ご注意いただきたい事項

次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することや、共済金をお支払いできない場合があります。

- ① 共済契約者又は共済金受取人が、この組合に共済金給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ② 共済契約者又は共済金受取人が、共済金給付の請求について詐欺を行い、又は生じさせようとした場合
- ③ 共済契約者又は共済金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ④ ①、②及び③に掲げるもののほか、この組合の当該共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4. 個人情報の取扱いについて

- ② 共済契約者または被共済者が契約当時、すでに交通事故等による傷害等が生じ、または交通事故等の原因が発生していることを知っていたとき
- ③ ご契約金額が限度額を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約。

(2)契約締結(成立)後における留意事項(通知義務等)

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご連絡ください。ご通知がないと変更後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除される場合があります。

- ① 重複契約を締結するとき、又は重複契約があることを知ったとき
- ② 住所又は勤務場所等を変更したとき

2. 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

次年度以降の共済掛金については、契約満期日までにお支払いください。契約満期日までにお支払いがない場合は、契約が失効となり、契約満期日以後に起きた事故については、共済金を支払うことができません。ただし、契約者が継続加入の意志表示をしているにもかかわらず、やむを得ない事情等により契約満期日まで契約を更新できない場合は、契約満期日の正午から1箇月間は、共済掛金の払い込みを猶予します。ただし、猶予期間内に共済掛金の払い込みがないときは、共済期間満了の日の正午にさかのぼって効力を失います。

3. ご注意いただきたい事項

次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することや、共済金をお支払いできない場合があります。

- ① 共済契約者又は共済金受取人が、この組合に共済金給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ② 共済契約者又は共済金受取人が、共済金給付の請求について詐欺を行い、又は生じさせようとした場合
- ③ 共済契約者又は共済金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ④ ①、②及び③に掲げるもののほか、この組合の当該共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4. 個人情報の取扱いについて

この共済契約のお申込み又は事故の発生等に際してお客さまよりご提供いただいた情報については、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲において利用させていただきます。

5. クーリングオフ制度の適用について

この共済は共済期間が1年の契約ですので、クーリングオフ制度(無条件に解約できる制度のこと。)の適用はありません。

6. その他

掛金、保障等の制度内容は、共済金の支払い状況によって変更される場合があります。制度内容が変更された場合、すでにご加入いただいている方については、更新日において変更後の制度内容が適用されます。

〈共済契約に関するお問い合わせ、苦情、相談は〉	
姫路市民共済生活協同組合	電話 079-222-8877(代)
姫路市飾磨区三宅一丁目194番地2今村ビル6階	FAX 079-222-8820
(8:35～17:20まで、土、日曜日及び祝日除く)	
〈団体総合生活保険(個人賠償責任補償)についてのお問い合わせ先〉	
●取扱代理店・団体契約者: 姫路市民共済生活協同組合	
姫路市飾磨区三宅一丁目194番地2今村ビル6階 電話 079-222-8877(代)	
●引受保険会社: 東京海上日動火災保険(株) 担当支社: 姫路中央支社	
姫路市東延末三丁目43番地 電話 079-282-5437	

のりしろ

※のり付は、はみ出さないように丁寧にお願いします。

キリトリ線